

「社会を明るくする運動」宮古地区推進委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は 「社会を明るくする運動」宮古地区推進委員会という。

(事務局)

第2条 本会は 事務局を宮古保護区保護司会事務局(住所 宮古島市平良字下里416番地4 宮古島市勤労青少年ホーム内)に設置する。

(組織)

第3条 本会は 宮古地区全域において効果的な運動を展開するため、第4条の目的に賛同する別表1の宮古地区推進委員会会員名簿による関係機関、団体の代表者によって組織する。

(目的)

第4条 “社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～を推進することを目的とする。

(活動)

第5条 本会は 第4条の目的を達成するため、次の事項を主な活動の指針とする。

- (1) 「更生保護の日」である7月1日には、この運動の強調月間の初日にふさわしい行事を行う。
- (2) 本運動の趣旨等について内閣総理大臣、沖縄県知事及び沖縄県教育委員会教育長から発信される各メッセージで周知を図り、市民及び村民の理解促進を図る。
- (3) “社会を明るくする運動”宮古地区作文コンテストを実施する。
- (4) 小・中学生の親子などを対象としたワークショップ(体験学習)など、親子のふれあいが感じられる行事を開催する。
- (5) 住民集会・講演会・座談会・ミニ集会・ケース研究会等を開催する。なお、犯罪や非行をした人たちの居場所づくり、就学・就労支援、アルコール・薬物依存からの回復と社会復帰を支えるような内容となるよう配慮、工夫する。
- (6) 学校・PTAその他の教育機関・団体等により、学生・生徒のいじめや非行防止についての協議会等を行う。
- (7) テレビ・ラジオ、有線放送、新聞、雑誌及び官公署・団体等の発行する広報紙等により、本運動に関する広報・啓発活動を行う。
- (8) この運動に対する理解を深めるためポスター、パンフレット、リーフレット、幸福(しあわせ)の黄色い羽根、懸垂幕、立て看板、電光掲示板等による広報を行う。
- (9) 推進委員会を構成する機関、団体の行う行事、活動にこの運動の趣旨、活動等を盛り込む。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く

- (1) 委員長 1名

- (2) 副委員長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局員 1名

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、宮古島市長を持って充てるものとする。
- (2) 副委員長は、多良間村長を持って充てる。
- (3) 事務局長は、宮古保護区保護司会会長が務めるものとする。
- (4) 事務局員は、宮古保護区保護司会事務局長が務めるものとする。

(役員の仕事)

第8条 委員長は、本会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長欠員の時はその会務を執行する。
- 3 事務局長は、事務を総括し、会務を処理する。
- 4 事務局員は、事務局長を補佐し、事務の仕事を処理する。

(推進委員会)

第9条 推進委員会は、会員を持って構成する。

- 2 推進委員会は、毎年1回以上開催するものとし、推進委員長が招集する。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数を持って決する。ただし、可否同数の時は、議長が決する。

(会議の議長)

第10条 会議の議長は事務局長が行う。

(経費)

第11条 本会の経費は、助成金、寄付金その他の収入を持って充てる。

(要綱の変更)

第12条 この要綱は、推進委員会において出席者の3分の2以上の同意を得た場合には、変更することができる。

(附則)

第13条 この要綱は、令和5年6月16日より施行する。